

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	Seacastle Singapore Pte. Ltd (シーキャスル シンガポール ピーティーイー・リミテッド) 代表取締役Tang Koon Heng (タン クーン ヘング)
【住所又は本店所在地】	60 Paya Lebar Road, #11-37 Paya Lebar Square Singapore 409051 (60レーバーロード、#11-37パヤレーバースクエア、シン ガポール 409051)
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年11月29日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	GFA株式会社
証券コード	8783
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（スタンダード市場）

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（海外法人）
氏名又は名称	Seacastle Singapore Pte. Ltd（シーキャスル シンガポール ピーティイー・リミテッド） 代表取締役Tang Koon Heng（タン クーン ヘング）
住所又は本店所在地	60 Paya Lebar Road, #11-37, Paya Lebar Square, Singapore 409051（60パヤレーパーロード、#11-37 パヤレーパースクエア、シンガポール409051）
事務上の連絡先及び担当者名	松尾 聖海
電話番号	090-1558-8188

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.24
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年8月13日
訂正箇所	2024年11月28日に提出した変更報告書に不備があったため、下記のとおり訂正いたします

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

新株予約権の行使に伴う保有株数の1%以上の内訳変動による

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

新株予約権の譲渡に伴う保有株数の1%以上の変動による